

[大城 毅議員 登壇]

○10 番 大城 毅君 それでは、通告書にしたがいまして一般質問をいたします。まず、安倍政権の辺野古新基地計画を断念させるためにということでお伺いいたします。

安倍政権は、昨年の一連の選挙ではっきりと示された県民の民意をまったく顧みることなく辺野古への新基地建設を強行しています。これだけでも十分に民主主義に反するものであります。これに加えて翁長知事が下した前知事による埋立て承認の取消に対して、米軍の基地を建設するという国にしかなしえない事業であるにも関わらず、国民の利益救済を目的とする行政不服審査法を悪用し、一私人と称して同じ国の機関である国土交通大臣に申し立て、知事の取消失効停止をして工事を強行しています。そうしながらさらに、知事の権限を取り上げる代執行訴訟で知事を被告席に座らせました。幾重にも民主主義を蔑ろにし、地方自治を踏みにじるものと言わなければなりません。そこで、昨年の一連の選挙で示された県民の民意を無視する政権による基地押付けは、民主主義と地方自治を蔑ろにする行為だと思うがどうかお伺いいたします。

次に、平成 24 年度、平成 25 年度に、宮平学校線街路事業の補償に関して、会計検査院から道路を挟んで反対側に位置する板金工場棟について取得する土地にある建築物等ではないのに補償したのは、道路の拡幅の対象とはならず移転料の対象とはならないとされてこれに係る交付金額 1,221 万 6,000 円が不当とされ国庫へ返還することとなり、結果補助がなくなり全額町民負担とされるものであります。併せて、町債 280 万円も繰上償還されて単年度の負担とされます。まず、宮平学校線街路事業の補償について、国から不当とされ町はそれを受け入れ、返還を受け入れたのに、なぜ単費であれば補償が正当となるのか説明を願います。

次に、不当とされる補償を行ったのはなぜなのかお伺いします。それから、この件は、南風原町の行う事業に対する町民の信頼を大きく損なったと思うがどうか見解を伺います。

次に、同じ街路事業のすぐ隣の、今問題となっている補償物件のすぐ隣の土地の補償の件で伺います。嵩上げを伴うことにより、間口を閉められることを説明されず用地売買に応じ、結果、間口を閉じられて資産評価額の大幅減になったという相談があります。説明をしなかったのはなぜなのか伺います。

次に、この間、夏の日差しや雨のなかでバスを待たなければならない利用者のその苦勞を緩和し、交通渋滞緩和のうえでも、バス利用を広げるうえでも、町長も幾度もその必要性を述べてきたバス停への屋根設置について伺います。まず、沖縄銀行南風原支店のバス停への屋根設置の進捗について通告させていただきました。これについては、昨日現場を確認しましたところ、すでに工事が始まっていることが確認されております。近く完成するものと喜んでおりますが、経緯をお聞かせください。次に、当間原バス停に関し、都市計画決定がなされたと聞きましたけれども、その経緯と意義を伺います。また、用地確保

の状況がどうなっているか伺います。

次に、ちむぐくる館のマッサージチェアは利用者がたいへん多いのですけれども、置かれているチェアのうち多くが故障し利用者の支障になっています。改善すべきだと思いますけれども、現状とその原因、そこを示していただきたいと思います。以上、ご答弁を願います。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 お答えします。多岐にわたっておりますが、1点目について私からお答えさせてもらいたいと思います。辺野古新基地断念の問題については、一貫して建白書堅持であります。そして今、翁長県知事が訴えていることは、やはり沖縄県の民意を反映、主張しているとの思いであります。そしてその主張を国として受け入れていくべきだと思いますが、私たちからするとこれに反して強硬姿勢で工事を行うことに対して民主主義に反していると思っております。政府からすると逆かも知れませんが、私たち沖縄県民からすると民意が示されたものに反していると、遺憾であると思っております。この問題等においては、一貫して翁長県知事を支持して進めていきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 2点目の宮平学校線街路事業の補償について(1)と(2)については関連しますので一括して答弁いたします。今回の補償金返還については、補償そのものが適切ではないと判断されたのではなく、補償の一部が補助の対象外と判断されたことによるものです。補償の範囲は、補助の対象範囲内で行うものではなく、調査等に基づき補助・補償範囲を定めております。(3)についてお答えします。このたびの補償費に伴う補助金返還については、議会及び町民の皆さまへ大変なご迷惑をおかけしたことに對し、重ねて深くお詫び申し上げます。今後については、同様な事件が起こらないように体制強化を図りチェック機能を向上させ、適正な事務執行に努めてまいります。(4)についてお答えします。用地買収時点における計画道路高の高さなどの詳細説明については、十分な説明がなされていないということで、地権者の方にはお詫びを申し上げます。従前2カ所ありました路地出口については、工事に伴い地権者の方との調整により1カ所に集約し間口を広げて施工をいたしております。

3点目のバス停への屋根設置についてお答えします。(1)についてであります。沖縄銀行南風原支店前のバス停の屋根については、南部国道事務所の道路占用許可を受け、11月に工事の発注を行い、現在工事を進めており、年度内での完了予定と確認をしております。(2)についてお答えします。当間原バス停の屋根整備については、都市計画決定が必要となる事業で行うことから、都市計画変更決定を行っております。用地確保の状況に

については、南部国道事務所において用地取得や物件補償の交渉が現在も難航していると聞いております。

質問事項 4 点目のちむぐくる館マッサージチェアの改修についてお答えします。ちむぐくる館のマッサージチェアの現状は、1 台は修理不可能なため廃棄処分、2 台は故障のため修理を依頼しており、現在使えるのは 2 台であります。利用頻度が高く、常時稼働している状況のため故障が多いと考えています。マッサージチェアは、利用規模が多いことから、買い替えも含め検討していきたいと考えております。以上です。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 それぞれ答弁をありがとうございました。これから再質問をしてまいります。まず、辺野古新基地建設関連ですけれども、町長の答弁をいただきましたが、町長の辺野古新基地建設、いわゆる普天間飛行場の閉鎖撤去と県内移設断念を求める、それからオスプレイの撤去で、この建白書を堅持するというのでその実現に向けてがんばるという決意は評価したいと思います。今回の質問に対しても民主主義に反するものだと断言をされました。民主主義というのは、大変尊いもので、安倍首相もよく価値観外交などと言って民主主義という共通の価値観を有する国々が一緒になって世界に貢献するという話をされますけれども、その民主主義が侵されていると、民主主義に反する事業を自ら行っているということを町長もその点では同じ認識に立っていただいていると大変心強く思います。同時に、私は質問のなかでは民主主義と地方自治に反することも申し上げましたけれども、これについては言及がありませんでした。これは何か意図があつてのことなのかどうか、改めて答弁をいただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 基地の返還問題においては、長年の沖縄県民の願いだと思っております。当然、民主主義の下で首相にも判断してもらいたい。しかし、今の状況は、沖縄県民の民主主義はあるのかないのか、大きな不安点だと思います。全国からすると民主主義かも知れませんが、沖縄県民からすると民主主義はないのではないか、差別されている部分ではないかと痛感しております。

そして、地方自治を蔑ろにしていることに対しては、私たち地方は地方の特徴を生かしていく、また私たちは主張していくべき部分は当然国に対して手助けをしていくべきだと思っておりますので、今後ともこれに対して主張はしてまいりたいと思っております。国がこれを蔑ろにしているということではなく、全国の自治については認めているものだと思っておりますので、反しているとは感じていない、そう思っております。南風原町に対して反していないと、自治においては尊重しているものだと思っております。

〔休憩願います〕の声あり〕

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前 11 時 12 分）

再開（午前 11 時 13 分）

○議長 宮城清政君 再開します。10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 私は、民主主義を蔑ろにすると同時に、地方自治、今の日本国憲法の大きな柱である地方自治をも踏みにじるものだという認識について伺いましたけれども、町長の真意は南風原町の地方自治を侵すものではないという趣旨の答弁のようであります。けれども、地方自治と一般で言う地方自治を侵しているのかいないのかという認識については、もっと広く、南風原町に対してどうかではなく民主主義という大きな概念と地方自治という尊重されるべき概念、この地方自治という概念をも侵していることになるのではないか。沖縄県知事が下した判断を、法を悪用してひっくり返すとか、あるいは代執行で権利を取り上げるとか、またもちろん選挙で示された民意を踏みにじるという点でも沖縄県の地方自治あるいは名護市の自治を踏みにじる、蔑ろにするものだという事にならないのかどうか、改めて伺います。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 私は南風原町長の立場で、南風原町は蔑ろにされてはいないと見ております。他の地域においては、いろんな視点から新聞報道もなされていますがしかし、他の市町村の問題等においてはやはりコメントするべきでないと、私は南風原町としては何でもないのであるということでもあります。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 改めての答弁でしたけれども、これに関しては大変残念に思います。沖縄県という一つの大きな自治体、南風原町も含む自治体の具体的な点で、沖縄県の地方自治が侵害されているという認識に私は立っております。同時に、1 地方の自治がこういうかたちで侵害されるということは、それが行われるということ、他の自治体で行われてもそれは容認するということになるのか。1 つの自治体で行われることが認められるのであれば、他所の自治体でも同じように認められて然るべきになってしまう。という視点を町長にはぜひ持っていただきたいと思います。もしあとでコメントがあればいただきたいと思います。

それから、これは通告にはありませんけれども、町長のお考えをお聞きしたいと思えます。今、島尻安伊子沖縄担当大臣が辺野古新基地建設をめぐる国と県との法廷での争いと、

来年度の沖縄振興予算との関連でその予算確保についてまったく影響がないとは言えないと私自身が感じていると述べています。これは、国に逆らう者には予算はやらないという露骨な地方自治否定の姿勢だと思いますが、町長はどのようにこの発言を捉えますか伺います。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 安倍総理、官房長官等においては、予算はリンクしないと以前から言葉を出されておりますことに対して、敢えて島尻大臣がリンクもあり得るという含みで言葉を出したことに対し、私はいかかなものかと思っております。と申しますのは、総理、官房長官からも基地とはリンクはしないと以前から発言を聞いておりますので、そういうニュアンスが見え隠れするかも知れませんが、頑として総理も官房長官も前からおっしゃっていると一貫して主張すべき。また沖縄から出された大臣でありますので、北方・沖縄担当大臣の立場を乗り越えて、私が大員である限り一貫してリンクはさせないと、たとえそういうことが見え隠れしていても、私は自ら信念を持ってリンクさせないということで予算は計上すべきだという主張を繰り返すべきだと思っております。言葉尻がこのように大きな活字になったのではないかと見ておりますが、あっても絶対にリンクさせないという信念で、大臣として、沖縄代表の国会議員として取り組んでもらいたい思いであります。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 通告にないことでしたが、大事なことだと思いましたのでさせていただきます。また、真摯にお答えいただけたと思っております。そもそも沖縄担当大臣ですから、沖縄の振興のために尽くすのが本務だと思っておりますけれども、今おっしゃるように他の総理大臣や官房長官でさえリンクはしないとやっているものを当の予算を取るべき担当の大臣がそういう発言をするのは本当に許せない。この任に相応しくないと言わざるを得ないと思っております。国はこの基地建設を強行するのではなくて、普天間基地の閉鎖撤去を米国に求めて、辺野古の新規建設を断念すべきであります。民意に反し、民主主義の地方自治も踏みにじって強行すれば、辺野古新基地建設に反対する声は、日本国中はおろか世界に広がり安倍政権を倒さずにはおかないと思っております。工事の変更のたびごとに、翁長知事や稲嶺名護市長がその持てる権限を活用することと併せて、県民・国民の運動が広がり、新基地建設は断念せざるを得ないことになると指摘しておきたいと思っております。

次に宮平学校線街路事業の補償についてお伺いいたします。まず 1 点目と 2 点目が一括で答弁されましたので伺いますけれども、これまでに南風原町の事業で過去に会計検査院から指摘を受けて補助金を返還することに至った事業があったかどうか、事例があるかど

うかその点と、併せて南風原町の事業でこれまでに道路を挟んだ反対側で、しかも取得されていない土地にあるものまで補助したことがあるかどうか 2 点お伺いします。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。まず 1 つ目のご質問です。過去に南風原町が会計検査に指摘された事例があるかのご質問ですけれども、昭和 53 年、これは下水道事業の都市下水路でありました排水路の件で、設定不適切と指摘を受けまして補助金の返還があったと記憶しております。

2 問目についてですけれども、今回行われました道路を挟んだ事業所、もしくは個人でもそうですけれども、同様な事例があったかですが、それに関してはございません。今回の事例が初めてでございます。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 今、昭和 53 年に下水道の事業で返還に至った事例がある。道路に関しては報告がないわけですが、補償に関しては道路を挟んで反対側の、しかも用地にかからない物件など補償したことはないという答弁でした。それから、答弁のなかで補償の一部が補助の対象外と判断されたことによるものであって、補償の範囲は補助の対象範囲で行うものではなく調査に基づき補償範囲を定めて行うものだという答弁がありました。いわゆる補助があるから補償するとかしないとかいうものではないと、この範囲まで補償するのだという調査に基づいてやるものであって、補助のあるなしは関係ないという答弁です。それでは逆に、道路の事業で単費により移転補償を行った事例は普通のことなのか。お答えください。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。これまでに補償関係で単費を投入した事例は把握しておりませんが、私の知る範囲では例えば植栽関係云々で一部単費があったかと、詳細的な把握はしておりません。単費を投入しての補償というのは、事例的にそう多くはないと考えております。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 今、立木ですか、植栽といったものはあったかも知れないけれども、それでも単費で補償するという事例はほとんどないという答弁でよろしいわけですね。今

回のこの事例は、まさにそういう事例がほとんどないなかでの事例だとなります。だからこそ、会計検査院も指摘をしたのだらうと思っております。不当とされる補償をなぜしたのかという質問に対しては今言った説明のようですけれども、皆さん方はこれまでの寛渾議員や補正予算の審議あるいは委員会の議論のなかでも道路を挟んでいるけれども事業として一体だから関連で補償したのだと言いますね。これが一つの事業だから、道路を挟んでいようがかつ反対側の取得用地にかからない建物であろうが補助の範囲だと言っているわけですね。そうすると、町が単費で補償する町の考え方とは、会計検査院が検査したこの補償基準を否定することになるのではありませんか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 このあいだの答弁でも申し上げていますが、会計検査院の考え方を否定するものではありません。また、基準書というのは、各事例に順じたものが示されているわけではございません。また、原則的に物件の補償につきましては取得用地内にある物件というように結構アバウトに書かれているような状況にありまして、今回のものは町にとりましても、今までに例えば類似なものがあった補償しなかったということではございません。今回のような事例が単になかったというだけのことであります。つまり、従前は補償しなかったのに今回補償したということではございません。その件につきましては、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 今の答弁と先ほどあった今後同様な事件が起こらないよう体制を強化しチェック機能を向上させ、適正な事務執行に努めるという答弁があるわけですけれども、この答弁とは矛盾することになるのではないですか。自分のやったことは正しい、正しいけれども今後二度と起こらないようにする、これは矛盾するのではないですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 今後同様な事件が起こらないようにすると言いますのは、今回の事例含めて同様な基準が生じた案件につきましては、事前に調整をしまして今回のように補助の対象かもしくは対象外かについてを見極めて、もし補助の対象外ということになれば当初より町の単独事業との抱き合わせで行うように進めていくという考え方でございます。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 実に苦しい答弁だと思うのですね。道路を隔てていて、その用地にもかからない物件まで補償する。一般の町民の常識的な考え方からしても普通なかなかとおらない考え方だと思うのです。

それでは伺いますけれども、このような一体だという考え方は、どちらのほうから最初に主張されたものですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 この件に関しましては、従前の資料提供で議員にも説明しておりますけれども、調査委託を入れましてその状況判断及びその状況を踏まえて委託業者からの報告書の中身を確認いたしまして総合的にどこまで補償の範囲にするかということで決めております。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 いわゆる最初は一部切り取りの方針だったけれども、それが不可能だと、建築耐震等々の関係で不可能だから全部移転の方針に変えたのだという説明ですね。この補償交渉のなかで当然当事者と町と話し合いをしながらこの補償を決定していく、そのなかにコンサルの調査も当然入っていくわけけれども、最初に一体だと主張したのはどちらですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。本補償につきましては、最初は切り取り工法、経済を比較しまして切り取り工法が最適だということで、その切り取り工法に伴う物件調査をまずしております。しかし、その調査の結果、建物につきましてかなり築年数が古いということで、一部取り壊しもしくは取り壊した部分の増築が耐震も絡みましてその工法は難しいという調査結果に基づきまして、再度、次に関しましては全面的な移転ということでやっております。地権者との交渉は、その 2 回目の調査に応じましてその調査の完了後から行っておりますので、当初から今回補償したその旨で交渉は行っております。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 町は 2 回調査しているわけけれども、調査委託しているわけだけ

れども、2 回目の調査委託の結果が出るまではその対象の方とは補償の考え方のやり取りはしていないということなのですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 そのとおりであります。こちらの移転補償のあり方がまだ固まっていない段階で、地権者との内容的な交渉は行われません。ただ、事業に伴いましてなにか物件に支障が出ることにつきましては従前で説明をしておりますので、また町の方針が固まるまで調査によりましては中に立ち入りがありますので、そういう方面のご協力依頼ということでお会いして、その後そういったものが完了しましたら正式な補償交渉を行いますという顔合わせはっております。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 この補償交渉の経過、今度の結果が出てくるまでの経過をぜひ明らかにすることは非常に大事な中身だと思っておりますけれども、この間、これは議場や委員会ではありませんが担当部長・課長に資料の提供を求めましたところ、これは機密文書になっていると、どういう言葉だったか覚えていませんが開示できないというような説明もありまして十分に資料をいただけておりません。それで未だこの件に関していろいろと聞かなければいけないこともあるのですが、資料がなければ聞きようがないということもありますので、これに関しては引き続き調査をしていきたいと思っております。いずれにせよ、結果、1,221 万 6,000 円の町民負担ということと、それから町債の繰上返還が行われることとなります。繰上償還について担当者に聞きますけれども、道路事業や公園、下水道、こういった長期にわたって町民が利用する事業には一定程度の割合で起債が起こされます。その意味をお聞かせください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 おっしゃるとおりでございます。起債は単費事業に付くものもありますが補助の自治体負担分について充当率何パーセントというのが一般でございます。例えば下水道とか公園、道路とか今現在いる住民だけで費用負担するのではなくて、10 年とか 15 年の償還の範囲で、世代間の平等さの確保というのも起債の一つの趣旨ではございます。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 今ありましたように、今回問題となっている道路も今税金を納めている私たちだけが負担するのではなくて、将来利用する皆さんにも負担をしてもらおうと、そういう意味で起債というのは起こすわけですね。現に起こしてこの工事は事業を完了した。ところがこれを繰上償還するということは、今回補正予算で出ている繰上償還をするということは、今年度の補正予算ですから今いる世代で負担をするということになるわけですから、この考え方にも触ることになると思うのですね。その認識はおありですか。

〔休憩願います〕の声あり〕

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前 11 時 39 分）

再開（午前 11 時 39 分）

○議長 宮城清政君 再開します。経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。今回の件に関しまして、国の補助の対象から外れて単費で対応することになります。それに関しまして、確かにただ単費だけではなくて従前補助の対象としましてそれに対する起債が付いております。それについても償還しなければならないということがあります。単費となりましたら、その年度ですべて支払っていくかたちになることから、財政的に負担をおかけすることに関しましても大変申し訳なく思っております。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 そういったことも含めて、結局国の補助があるということで事業を行ったけれども、結果 1,221 万円の負担を町民に負わせている。この責任は大きいと思うのですけれども、これに関して誰もどんな責任も取らないのですか。伺います。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 まず責任と言う前に再度ご説明いたしますけれども、今回の補助分の返還につきましては、補償対象者に積算等のミス等、基準書の取り間違い等で補償費の過払いをしたということではございません。先ほどから申しておりますけれども、補償そのものが院で不適切と判断されたということではなく、補償した一部が補助の対象とすべきではないという判断だにご理解をお願いします。今回、この件に関しまして計 4 回、会計検査院へ出向いて協議をしております。そのうち最初の 1 回目につきましては私も同席をしております、今回の南風原町の判断については最初からその内容を会計検査院の調査官にも申し上げております。調査官についても南風原町の考え方を否定するわけではないと、それはそれで理解できるのだけれども院で主張しているのはあくまでも

今回補償した内容のものが補助の対象と認められるということをございます。そのところひとつご理解をお願いしたいと思います。ただ、今回、私どもも勉強不足もしくは基準書の解釈の違いで今回のことが起きたことはお詫びするとともに反省をしております。繰り返しになりますけれども、今後につきましては十分、事業に関しましてより綿密に対応して今後そのようなことがないよう務めてまいりたいと思っております。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 補足して説明をしたいと思います。今回の今ご指摘の件について、大変ご心配あるいはご迷惑をおかけしていること、そして今ご指摘の件も含めて改めて職員管理をする立場の者として重ねてお詫び申し上げます。今ご質問の職員の責任の所在の件について触れさせていただきたいのですが、まず今回の会計検査院から指摘を受けての補助金返済について、その内容については縷々担当部長から説明がありました。個々の職員の責任をどこまで問うかについては、基本的には地方公務員は地方公務員法でその身分を保障され、その職を失う場合は地公法 29 条の懲戒という条項に該当する場合のみで、いろいろ懲戒の種類がありますが、一番重いのが免職ということになります。それは裏を返せば、在職期間中に職員が身分を安定したなかで公僕として全体の奉仕者として職務に専念することを保障するというのでそれに基づいて職員は採用時に、憲法にのっとり、地公法にのっとり職務に励みますという宣誓もしているわけです。地公法 29 条、この 1 項、2 項、いくつかあるのですが、今回のこの問題が出た後に私ども町の例規担当あるいは類似指摘のあった自治体にも照会をしました。それで町としてこの 29 条の懲戒には当たらないと判断いたしました。ではそれを受けて、地方公共団体が定めた規則・要綱などについても該当しますよと、それについて町は南風原町懲戒処分の基準に関する要綱というものを制定しています。この内容は、南風原町例規 5,850 ページの別表に事例的なものがいくつかあります。そのなかを見ましても、やはり一般の服務関係、欠勤や秘密漏えい、セクハラなど社会的モラルに反する行為をやった場合という常識的な話なのですね。あとは倫理規定で贈与を受けたとか、利害関係者との間のこととか、隠ぺい、いわゆる犯罪に近いような感じなのですね。そして、公金を横領するとかまさにはならないこと。また酒気帯び飲酒運転。それぞれの項目ごとに戒告なり停職なり減給、一番重いのが懲戒となっています。今回の事例は、このどれにも当てはまらないということで、その責任論については説明をしてご理解いただく以外ないだろうということで、ぜひご理解をいただきたいと思えます。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 昨日の宮城寛淳議員の質問にもあったのだけれども、補助を受ける

ものだとして現に補助を受けて事業を執行して、しかし結果、会計検査院の検査を経て 1,200 万円の負担が生じたということになるわけけれども、この結果に対する責任、これはどこの誰も負わないということなのですか。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 その件については、責任は重いと思います。ただ、实际的に職員の分限に関しては、やはりそれなりの根拠条例に基づいて執行するという事で、先ほど説明しましたように今回は地公法あるいは要綱に照らしてもそれに当たる条項がない、そういう判断をしたということです。

加えての質問についてですが、別の角度から意見を述べたいのですが、何らかの処分をしてその事例を 1 つ作ると、例えば事業執行をして自分の執行した業務に何らかのミスがあって、その結果こういう補助金の返還になるとか、あるいは重大な議会からの指摘事項、いわゆる懲罰に当たるのではないかと、職員の公務執行が従前の前例踏襲型で型にはまった、いわゆる当たり障りのない自ら事務事業の改善に挑戦をすとか、補助メニューにも実際かかわっている以外にいろいろあるはずなのですが自ら自主的に調査をして補助事業を導入するために挑戦するチャレンジにブレーキをかけてしまう、これはひいては町にとってマイナスに働くということもあるわけです。トータル的に今回は判断をしまして、では何もしないのかということについては、こういう判断をせざるを得ないと思っていますので、それについてもご理解をいただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 副町長は先ほどから職員を想定しておっしゃっている、法令や例規に照らして、それから今言うようにチャレンジする姿勢をむしろ萎縮させてしまうことになり兼ねないという説明はよく分かります。私が言っているのは、ですから現に事業執行されて補助金も下りたわけだから、そこについては今言わなくてもあるかも知れない。しかし結果としてこれだけの負担が町にかぶさってきたということは、やはり町長あるいは副町長かは分かりませんが、一般職ではない特別職の範囲なのではないかと思っています。その点についてはどうなのかお答えいただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 これまでに三役を職員の不祥事について処分した事例が何件かあります。これは南風原町例規 7,300 ページの特別職の職員で常勤のもの旅費及び給与に関する条例の附則に、具体的な減額パーセントの執行ごとに書いてあります。これから見

ますと…

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前 11 時 53 分）

再開（午前 11 時 55 分）

○議長 宮城清政君 再開します。

○副町長 国吉真章君 特別職の処分については、その原因がまずあってそして道義上の管理監督責任者としての処分を自ら条例改正をして給与改正をしてという流れなのです。今回、先ほど言いました地公法 29 条あるいは要綱に照らして、職員について当てはまらない。特別職を処分する根拠、要するに職員側の処分の事例がなくて特別職だけということではできないと判断しています。そういうことで、特別職についてはそういう判断をしています。以上です。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 理屈はいろいろ立つのかも知れませんが、しかし町民としては本当に釈然としない。補助金で賄ったものが、後にやはり町民に負担してもらいますと、1,200 万円というたいへん大きな金額の負担ということになるわけです。それが結局誰も責任を取らないというのは、実に納得がいかない話だと思います。それと、今後起こらないようにすると言う。いや、だって今後起きていいわけじゃないですか。皆さんがこれは正当だと言うのであればね。なんでこれが反省の言葉につながるのか。これも分からないので教えてください。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 これは今回のことを、反省を踏まえ、全庁的にそのつど緊張感を持って絶えず法令あるいは規則・要綱に対して仕事を執行する以外手はないと。それに向けては、そのつど折に触れ職員には訓示をしながら、今回のことも踏まえて繰り返さないという一人一人が肝に銘じて、いわゆる規範意識を高める以外はないのかと思います。努力をしてまいります。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 納得できないわけです。正当だと、自分たちは調査した範囲で補償したのだと、今言うように法令にも例規にも何も違反していないのだと、にもかかわらず

なぜそれを二度と繰り返さないと言うのですか。矛盾するじゃないですか。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 まさにご指摘のとおりで、十分なる答えにはなっていないと思いますが、今後反省として繰り返さないというこれが一番の解決と言いますか、その努力をする以外に、また逆に今後こういう事例が起こったら懲罰しますよと、そういうことは考えておりません。やはり今回のことを踏まえ全庁的に全職員が事務執行に当たっては細心の注意を払いながらかかる誤りを繰り返さない。それを日ごろから肝に銘じて執行する以外にないと思います。それに向けては、管理者として折に触れ注意喚起を訓示も含めて繰り返さないよう取り組んでまいります。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 謝ってもいないのになぜ繰り返さないと言うのか、なぜこのことを反省しと言うのか、何を反省するのか非常にはっきりしない。自分たちは基準に基づいて正しいと信じる補償をしたのだと言っておきながら、それを主張しながら反省しと言うのは納得がいかない。この点は申し上げておきたいと思います。繰り返しになりますので終わります。

宮平学校線については先ほど 4 番目に指摘しましたように、町は説明不足があってお詫びをしたとのことですが、当人は全然納得していない状況にあります。このことは当局もご存知のことだと思いますので、繰り返しませんけれども、この街路事業は一方では地権者に間口が閉められるほどの重要な事項が説明されずに資産価値の重大な原因の行使をさせて大きな不満を持たせながら、また一方では前例のない会計検査から不当と指摘をされた多額の補助金返還を強いられる補償をすると、実に不合理な事業執行がなされていると思うのですが、これは指摘に留めたいと思います。

あとはバス停に関してですけれども、沖銀南風原支店前についてはお蔭様で近々完成をして利用者の皆さんに大変喜んでいただけるものだと思っております。そこはバス協会のほうで設置されるまで聞きましたのでそのように進められているものだと思いますけれども、計画されている当間原バス停では都市計画決定もなされたということでした。この都市計画決定について、南風原町の都市計画審議会なのか、この点を確認させてください。

○議長 宮城清政君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城敬宝君 ではお答えいたします。宮平学校線のバス停の計画

変更につきましては、南風原町の都市計画審議会において平成 19 年 9 月 7 日に都計変更をやっております。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 私は勉強不足で、都市計画決定を行う、変更を行うということの事業上の意味と言いますか、それにはどういった意味があるのですか。一つ教えてください。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。事業で都市計画決定を行いますのは、基本的に都市計画関連の事業を行う場合、例えば今、町のやっている事業で言いますと街路事業並びに公園事業についてそれに当たりまして、都市計画決定がなされてその区域内で事業ができるという内容になっております。今回の当間原のバス停整備につきましては、直接これは国の事業となっておりまして、いろんな都市部でのかなりの事業名がございましてどの事業かは把握しておりませんが、都市計画関連の事業ということで都市計画決定に基づいて事業をするという事業から、先ほどまちづくり振興課長からありました都市計画変更を行って現在事業に着手しているということでもあります。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 都市計画決定をしなければ事業が進められないというような理解でよろしいのでしょうか。そのようですので、それでは、今は用地取得などの交渉が難航しているということのようですねけれども、ぜひがんばっていただいて、早めにこれも実現するように取り組んでいただきたいと要望してこれについては終わります。

ちむぐくる館については、これから対策をしていく、買い替えも検討していくということですので、利用者の不便のないように、利用者に喜んでいただけるように早めに取り組んでいただきたいとお願い申し上げます。